

西部処理区運営事業 募集要項に関する質問書

No	見出し符号					項目名	内容	回答
	頁	章	節	項	目			
1	2	第1	(3)			実施方針（案）に関する質問への回答	⑨に「募集要項等と…実施方針…に相違のある場合は、募集要項等の規定内容を優先するものとする。」とあります。実施方針（案）に関する質問への回答は、実施方針と同じ扱いになるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
2	3	第2	(1)			事業の背景・目的	また、市の特徴として東部処理区の処理場・ポンプ場の維持管理は、「直営方式」で継続する方針である。とありますが、事業期間内において、将来的に方針の変更はありえますでしょうか。	現時点では、直営方式を維持する予定です。
3	7	第2	(5)		イ	事業用地の貸付に関する事項	任意事業を実施するにあたり、貴市の承諾を前提に事業者が第三者へ本事業用地を転貸借することは認められますでしょうか。	本事業用地を転貸借することを認めません。
4	8	第2	(6)			附帯事業	附帯事業については、「条件付き提案」を行うことが可能であるという理解でよろしいでしょうか。ここでいう「条件付き提案」とは、事業者が提示した条件が充足された場合にのみ実施義務が生じる提案です。上記の理解が正しい場合の提案書の表現については、様式16-13の注釈に示されているとおり「実施にあたり制約となる条件」を明確に記載することに加えて、「条件付き提案」に要する費用は提案価格には計上しないという理解でよろしいでしょうか。	附帯事業については、条件付き提案が可能です。提案された内容の発動条件を明記してください。また、価格については、提案価格とは別に提示してください
5	8	第2	(6)			附帯事業	要求水準書（案）に附帯事業に関する記述がありませんが、これは附帯事業は義務事業と一体的に行うことから附帯事業に特有の要求水準はないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
6	8	第2	(6)			附帯事業	「市は、優先交渉権者として選定された応募者が提案した内容を踏まえて、要求水準書に事業者の実施義務を定めることとする。」とありますが、これは実施契約の締結までに行うという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
7	8	第2	(6)		③	任意事業	「任意事業の実施にあたり、本事業用地及び施設を活用する場合で、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「補助金適化法」という。）第22条に基づく財産の処分が必要な場合は、市が必要な手続を行い、補助金の返還が必要な場合には、事業者が相当額を負担するものとする。」とありますが、各土地・施設の補助金の返還額の目星がつく資料を公開いただけないでしょうか？	具体的な施設等を示して、別途協議願います。
8	11	第2	(8)		ア	公費で負担すべき費用	①義務事業及び付帯事業の注釈7に「公費で負担すべき費用については、市が負担する。」とありますが、公費で負担すべき費用とは、実施契約書（案）別紙2に記載の「雨水処理に要する費用、不明水の処理に要する費用、高度処理に要する費用」の3つが該当するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
9	11	第2	(8)		ア	附帯事業の改築の費用	「市は、…附帯事業の改築に関する費用の全てを負担する。」とあります。附帯事業の改築に関する費用は、義務事業の改築とは異なり、貴市が100%負担するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
10	11	第2	(8)		ア	公共施設等運営事業の費用負担	附帯事業の改築に関する費用は市負担とありますが、同費用は改築上限額に含まれないとの理解でよろしいですか？	ご理解のとおりです。
11	11	第2	(8)	①	(ウ)	改築に関する業務	「事業者は、改築に係る費用の10分の1相当額のうち、事業期間終了時の残存価値相当額を除いた部分を負担する。」とありますが、ここでの改築に係る費用には設計費は含まれないとの理解でよろしいでしょうか。	建設改良費に含まれるものであれば、設計費も含まれます。ただし、SPC内部で設計し、市からの支払いがない設計費は含まれません。

No	見出し符号					項目名	内容	回答
	頁	章	節	項	目			
12	11	第2	(8)	①	(ウ)	改築に関する業務	附帯事業の改築に関する費用は市負担とありますが、同費用は改築上限額に含まれないとの理解でよろしいでしょうか。	No. 10の回答を参照ください。
13	11	第2	(8)	①	(ウ)	改築に関する業務	「市は、事業者負担分を除いた額及び附帯事業の改築に関する費用のすべてを負担する。」との記載がありますが、附帯事業の附設、つまり改築に要する費用は貴市が負担するというのでしょうか。加えて、附設の改築費は義務事業の改築費年度上限内に収める必要はないとの理解でよろしいでしょうか。また、当該附設の改築費の1割を事業者が負担することはないという理解でよろしいでしょうか。	No. 9及び10の回答を参照ください。
14	12	第2	(10)		イ	利用料金割合	「利用料金割合」と「利用料金設定割合」の2種類の用語が使われていますが、これらは別の定義で使われているのでしょうか。使い分けられている場合、それぞれの定義をご教示ください。	同一の定義であるため、「利用料金設定割合」で統一いたします。
15	12	第2	(10)		エ	利用料金の設定	「本事業期間で利用料金収入が10,783,340,000円を超えない割合とする」とありますが、当該金額は現在価値化されたもののでしょうか。	現在価値化する前の金額です。
16	12	第2	(10)		エ	利用料金の設定	「本事業期間で利用料金収入が10,783,340,000円を超えない割合とする」とありますが、当該金額が現在価値化されたものである場合、割引率はどのように設定されていますでしょうか。	前段については、No. 15の回答を参照ください。 特定事業の選定の2. (2) ア表1のとおり、国債金利情報（30年）平成30年4月～令和5年3月の平均値0.751%を設定値としています。
17	12	第2	(10)		エ	利用料金の設定	利用料金収入の提案上限金額10,783,340,000円には、公共施設等運営事業におけるサービス対価（雨水処理に要する費用、不排水処理に要する費用、高度処理に要する費用）は含まれていないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
18	13	第2	(10)		エ	利用料金の設定	「本事業期間で利用料金収入が10,783,340,000円（消費税及び地方消費税を含まない。）を超えない割合とする。」とありますが、利用料金割合の提案の参考にしたいため、各年度の内訳をお示しいただきたくお願いします。また、各年度の利用料金の上限額は無いという理解でよいのでしょうか。	前段について、競争性の観点から内訳開示の予定はありません。 後段について、宇部市公共下水道（西部処理区）施設の公共施設等運営権に係る実施方針に関する条例に定める上限の範囲（100分の55）において設定してください。
19	13	第2	(10)		エ	利用料金の設定	「本事業期間で利用料金収入が10,783,340,000円（消費税及び地方消費税を含まない。）を超えない割合とする。」とありますが、本金額の根拠となっているPSCIには、「改築に係る費用の10分の1相当額のうち、事業期間終了時残存価値相当額を除いた部分（事業者が負担する改築費）」が含まれているという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
20	13	第2	(10)		エ	利用料金の設定	「利用料金設定割合は利用料金収入が10,783,340,000円を超えない割合」とありますが、貴市の平成30年度「西部処理区コンセッション推進に向けた情報整備調査委託」で検討した結果から、改築費用の10分の1相当額の内事業期間中に減価償却として事業者が負担する費用と平成30年以降の物価変動をどのように反映させたのかご教示願えますでしょうか。	事業者が負担する費用については、競争性の観点から内訳開示の予定はありません。 将来の物価変動については、見込んでおりません。
21	13	第2	(10)		オ	利用料金の構成内容	市と運営権者が定める利用料金の構成は、利用料に対する内訳比率として定めるという理解でよろしいでしょうか。	利用料金の構成は表3に示すとおりです。 また、内訳比率は、求める予定はありません。
22	13	第2	(10)		オ	表3 利用料金の構成	修繕費の内容に「係る」が抜けています。	修正します。
23	14	第2	(10)		カ	利用料金設定割合の改定	③の(7)は実施契約に規定がありませんので、実施契約に同様の規定を設けていただけますでしょうか。	原案の通りとします。
24	14	第2	(10)		カ	利用料金設定割合の改定	③の(9)はどのように解釈すればよろしいでしょうか。 大きく分けて、 ・法令等又は市条例もしくは市の計画の変更が要求水準に影響し、事業者が負担する費用が著しく増減する場合 ・税制等の変更又は市の計画変更により、（要求水準への影響の有無にかかわらず）事業者が負担する費用が著しく増加する場合 の2つの場合を定めたものとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No	見出し符号					項目名	内容	回答
	頁	章	節	項	目			
25	14	第2	(10)		カ	利用料金設定割合の改定	③の(エ)は、具体的にどのようなケースを想定されているのでしょうか。使用料等の改定なく、利用料金設定割合のみ変更することが必要になる公益上の理由が想定できないように思われるためです。	現時点では、具体的な事象は、想定しておりませんが、想定できないような事象が発生した際に対応するために規定しております。
26	14	第2	(10)		キ	利用料金の未納者への対応	「第2_(10)アに示した契約…」とありますが、「第2_(10)ウ」の誤りでしょうか。ご教示ください。	修正します。
27	14	第2	(10)		キ	利用料金の未納者への対応	「第2_(10)アに示した契約…」とありますが、実施契約書(案)約款A 別紙7 利用料金収受代行業務委託契約を見る限り、未納者への対応に関して別途費用が発生するものではないとの理解でよろしいでしょうか。	未収の利用料金は事業者の債権となるため、未納者への対応は利用料金収受代行業務委託契約外となり、事業者が対応することになります。
28	14	第2	(10)		キ	利用料金の未納者への対応	実施方針の質問回答の際、未納者の情報について、「法令に則り、対処したいと考えております」との回答をいただきました。この点、事業者が民事訴訟等で回収するには、訴状送達のために未納者の個人情報(氏名、住所等)が必要であり、貴市により当該個人情報の第三者提供(事業者への提供)について法に基づく措置をとって頂く必要があると考えます。貴市にて当該措置をとっていただけると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
29	14	第2	(10)		キ	利用料金の未納者への対応	実施方針の質問回答の際に、貴市が公権力に基づき利用料金の回収を行う「滞納処分」を行使するのかについて明確なご回答がありませんでした。この点、事業者が民事訴訟等で未納者に債権回収を行うのは、訴訟コストの点から現実的ではなく、不良債権を民間が抱えることとなります。下水道料金は公債権であり、滞納処分の対象と理解しております。利用料金も滞納処分の対象であると理解してよろしいでしょうか。 仮に対象であれば、事業者が民法上の手続きを行うよりも、滞納処分を行う方が時間・コスト・何よりも執行力に鑑み有効な手段と考えますが、貴市のお考えをご教示いただけないでしょうか。	利用料金については、地方税の滞納処分の例により処分することはできない債権であると考えています。
30	14	第2	(10)		キ	利用料金の未納者への対応	実施方針の質問回答の際に「宇部市下水道条例第32条に基づき減額・免除の対象に利用料金も含まれますでしょうか。仮に含まれる場合、貴市によって減額・免除された利用料金相当額について、事業者は貴市から補償を受けることができるかと理解してよろしいでしょうか。」と質問したところ、貴市より「事業者が市長の承認を受けて、利用料金を減額等することができることとなっているため、市がその減額等した利用料金相当額を補償することは考えておりません。」とご回答いただきました。 この点、お聞きしたいのは次の点です。 事業者が市長の承認を求めた場合ではなく、事業者の意思に関係なく、貴市のご判断で使用料及び利用料金を宇部市下水道条例第32条に基づき減額・免除した場合は、貴市によって減額・免除された利用料金相当額について、事業者は貴市から補償を受けることができると理解してよろしいでしょうか。	公益上その他特別の理由がある場合に、市の判断のみにより、使用料を減免したことによって生じる利用料金の減額については、市から補償を行います。
31	14	第2	(10)		キ	利用料金の未納者への対応	「詳細については実施契約書(案)に示す」と記載されていますが、これは今後、詳細が示されるという理解でよろしいでしょうか。	規定文を削除いたします。
32	14	第2	(10)		キ	利用料金の未納者への対応	過去に債権回収で問題が発生した事例はありますか。	問題という程度が不明ですが、特に問題は発生しておりません。
33	14	第2	(11)		ア	改築の実施	改築に係る提案上限金額8,478,182,000円には、義務事業における上限金額であり、附帯事業おける改築費は対象とならないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
34	14	第2	(11)		ア	改築の実施	改築に要する総額、8,478,182,000円は、現在価値化されたものでしょうか。	現在価値化する前の金額です。
35	14	第2	(11)		ア	改築の実施	改築に要する総額、8,478,182,000円が現在価値化されたものである場合、割引率はどのように設定されていますでしょうか。	No. 34の回答を参照ください。

No	見出し符号					項目名	内容	回答
	頁	章	節	項	目			
36	14	第2	(11)		ア	改築に関する留意事項	「市は本事業期間中の改築に要する総額を8,478,182,000円（消費税及び地方消費税を含まない。）と想定している。」とありますが、これは将来の物価変動を加味していない費用であるという理解でよろしいでしょうか。上記の理解が正しい場合、約款Aにおいて「改築に関する物価変動の規定」を追加いただきたくお願いします。現状の契約書（案）では、令和7年度に提出する提案改築費用の合計が「事業期間（30年間）の改築費用の上限」になるという建付けであると解釈しています。約款Aの第29条5項では、年度実施協定の締結後の著しい物価上昇に関する規定が設けられていますが、別途、「年度実施協定を締結する時点で令和7年5月時点（提案書類の提出時）からの物価変動を加味する規定」を設けていただきたくお願いします。提案時点の改築費用で30年間の改築費用を賄うのは実質的に不可能です。本事業の参画判断に影響を及ぼす事項であるためご検討のほどよろしくをお願いいたします。	前段については、ご理解のとおりです。後段については、30年間の改築に係る費用を提案された上限額とし、施設の延命化を図る計画を年次的に立案していただくこととなります。
37	14	第2	(11)		ア	改築に関する留意事項	改築の上限額は8,478,182,000円（消費税及び地方消費税を含まない。）とあります。R6.9.11～公表の西部T改築事業費_見直し版では予定価格の上限は9,326,000,000円とありますので、本エクセルに記載の金額は全て税込みであるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
38	14	第2	(11)		ア	改築の実施	「年度毎の上限額は提案別添様式3に示すとおり」とありますが、年度毎の上限額の考え方は当年度の支払額の上限（前払、部分払含む）であり、発注額ではないという理解よろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
39	14	第2	(11)		ア	改築の実施	設備の製作期間等を鑑みると、対象設備によっては単年度での完工は困難と考えられます。開示資料の「R6.9.11～公表の西部T改築事業費_見直し版」においては全て単年度で費用が計上されていますが、複数年度での契約も認められるという理解でよろしいでしょうか。その場合、年度毎の上限額は、当年度の支払額（出来高）の総額が上限額の範囲内であればよいという理解でよろしいでしょうか。	前段・後段ともにご理解のとおりです。
40	14	第2	(11)		ア	改築の実施	事業者が改築について提案する場合の上限が示されていますが、ただし書における市による公益上の理由を検討したうえで判断する改築の金額も当該上限に含まれるという理解でよろしいでしょうか。	含まれていません。
41	14	第2	(11)		ア	改築の実施	附帯事業に要する費用は、貴市が想定する改築に要する総額8,478,182,000円には含まれないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
42	14	第2	(11)		ウ	改築の対象	「応募者の提案を妨げるものではないが、改築は、国補助金の対象となるものを基本とする。ただし、協議の上、市が公益上を理由に必要であると判断したときは、国補助金の対象とならない改築も実施可能とする。」とございますが、本公募の優先交渉権者に選定された場合は、応募者の提案した改築内容を基本とし、ご協議いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
43	14	第2	(11)		エ	本事業開始後に市が実施することを予定している工事	「…事業者は、市と協議の上、協力するものとする」とありますが、事業者に直接的な費用負担が発生しない範囲での協力という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
44	14	第2	(12)			サービス対価	「市は、事業者に対して、包括的民間委託を実施するにあたって必要となる費用をサービス対価として支払う。市は、包括的民間委託に要する総額を1,024,849,000円（消費税及び地方消費税を含まない。）と想定している。」とありますが、この費用には「要求水準書（案）第9.3.(3)アに記載された「修繕業務に係る費用10,000,000円（税抜）／年」は含まれないとの理解でよろしいでしょうか。	修繕費用10,000,000円/年（税抜）は、総額に含まれています。

No	見出し符号					項目名	内容	回答
	頁	章	節	項	目			
45	15	第2	(12)			サービス対価	「市は、包括民間委託に要する総額を1,024,849,000円と想定している。これを上限として・・・」とあります。一方、要求水準書p37の3(3)修繕業務において事業者は各施設の修繕業務にかかる費用として10,000,000円(税抜)/年を計上するものとする。計上した費用を上限として・・・」とあります。要求水準書に記載の年間1000万円(上限)の修繕費は募集要項に記載の包括民間委託に要する総額に含まないものとの理解でよろしいですか。	No. 44の回答を参照ください。
46	15	第2	(12)			サービス対価	「市は、包括的民間委託に要する総額を1,024,849,000円(消費税及び地方消費税を含まない。)と想定している。」とありますが、各年度の内訳をお示しいただきたくお願いします。また、各年度の上限額が無いという理解でよいでしょうか。	前段について、競争性の観点から開示予定はありません。後段についてご理解のとおりです。
47	15	第2	(12)			サービス対価	「市は、包括的民間委託に要する総額を1,024,849,000円(消費税及び地方消費税を含まない。)と想定している。」とありますが、この金額には「修繕業務に係る費用として計上する10,000,000千円(税抜き)/年は含まれない」という理解でよろしいでしょうか。	No. 44の回答を参照ください。
48	15	第2	(12)			サービス対価	「市は、包括的民間委託に要する総額を1,024,849,000円(消費税及び地方消費税を含まない。)と想定している。」とありますが、これは真締川ポンプ場が令和19年度に廃止するという前提で算出された数字であるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。令和18年度までを本事業の対象として算出された金額です。
49	15	第2	(12)			サービス対価	「市は、包括的民間委託に要する総額を1,024,849,000円(消費税及び地方消費税を含まない。)と想定している。」とあり、これは単純計算では約34,160千円の水準で業務実態を踏まえると費用と見合わないことを懸念します。要求水準書の参考資料に示されている「現状の雨水ポンプ施設管理仕様書」によると現場待機運転や一定以上の雨量が観測された場合の人員配置が示されていますが、仮に現状と同様の配置を行う場合には、最低でも4名上の現場配置人員の準備が必要となります。当該人員は雨天時(あるいは降雨が予測される時)のみに稼働することになりますが、実態としては常時人員を確保しておく必要があります。そのため雨天時の稼働のみで人件費を計上されると、他の費用(修繕費や保守点検費等)を考慮した場合人件費が不足し人員確保が困難となります。これを回避するために当該人員の通常業務を浄化センター従事とする場合には、雨天時には当該人員が不在になるため、浄化センター側のリソースが不足する事態が発生します。そのため、雨天時を含めた浄化センターの適切な人員配置を検討すると、コンセッション事業側の費用が過剰になります。上記をふまえて、雨天時のみに配置する人員の費用を考慮いただき、包括的民間委託の上限額を適切な水準に見直しただけないでしょうか。	要求水準の緩和及び業務範囲の変更等について検討します。

No	見出し符号					項目名	内容	回答
	頁	章	節	項	目			
50	15	第2	(14)			リスク分担の基本的な考え方	適切な対応を行っていたにも関わらず、想定外の機能不全により、早く改築を行わざる得なくなった場合、改築費用の上限制約により他の必要な改築が難しくなることによるリスクが生じるだけでなく、残契約期間と償却年数の関係で、当初提案額に比して事業者負担リスクが許容可能なレベルを超えることも想定されます。 これは、実施契約書案 別紙1 (48) に定義されている「市及び運営権者のいずれの責めにも帰すことのできないもので、市又は運営権者によっても予見し得ず、若しくは予見できてもその損失、損害又は障害発生の防止手段を合理的に期待できない」状態に該当し、不可抗力に当たるものと考えます。一方で、実施方針のリスク分担 10 不可抗力では「経営努力を行っても事業者がリスクを負担しきれない場合と判断する際」に市が負担するものとされています。 「(14) リスク分担の基本的な考え方」として、「市が負うべき合理的理由がある事項については、市がリスクを負うものとする」とし、個別のリスクの詳細については実施契約書(案)に示すとされていますが、前述のような状況に対しては読み取りが難しく思います。現状、市がリスクを負う場合として、どのような基準を想定されていますでしょうか。	双方協議の上、リスクを最も良く管理できる主体が、リスクを保有します。
51	16	第2	(17)			プロフィットシェア	SPC(事業者)から包括委託業務として外部企業に発注した場合でも、プロフィットシェアの当事者は市とSPCの二者であるという理解でよろしいですか。	ご理解のとおりです。
52	16	第2	(18)			保険	貴市が加入される建物総合損害共済について、開示資料を確認しますと付保率100%(令和6年度)となっていますが、コンセッション事業開始後も同様、付保率100%で保険に加入されるとの理解でよろしいでしょうか。	現時点においては、コンセッション事業開始後も、市において建物総合損害共済に付保率100%で加入する予定です。 ただし、損害の発生の原因者に賠償責任がある場合には、その原因者に請求することになります。
53	17	第3	2	(1)	ア	開示資料	「守秘義務の遵守等に関する誓約書の提出を条件とする開示資料」とは、別紙4開示資料集の中のどの資料に該当しますでしょうか。また、「守秘義務の遵守等に関する誓約書」は「様式集及び記載要領」には見当たりませんが、別途に様式があるのでしょうか。ご教示ください。	守秘義務を遵守すべき対象は別紙4の全て及び今後追加で開示する資料のすべてが該当します。 なお、「守秘義務の遵守等に関する誓約書」の様式は存在せず、「様式集及び記載要領」の様式2「資料開示申込書兼誓約書」が申請書類になります。表現を修正します。
54	18	第3	2	(2)	イ	回答の公表	「質問者が提出時に明らかにした質問者自身の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれのある」質問については、公表することなく、当該質問を行った質問者に対して個別にご回答いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	公表はいたしません。なお、公平を期するため、個別の回答は実施しない方針です。 ただし、競争性の観点等を加味し、公表が必要と判断される場合には、協議の上、公表します。
55	18	第3	2	(2)	イ	回答の公表	回答公表予定日が令和6年12月中旬とありますが、「参加表明に関する回答」は12月上旬にお示しいただきたくお願いいたします。類似案件では、第1弾として参加表明に関する回答を公表し、その他の回答は第2段として公表する事例もあります。	令和6年12月5日回答しました。
56	19	第3	2	(3)		資格審査	参加表明書等の提出が1者のみであった場合でも優先交渉権者の選定は中止にならないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
57	21	第3	4	(1)	⑦	応募者の構成	「応募者が株式会社民間資金等活用事業推進機構による事業者への出資及び事業者の議決権の取得を計画するとき、株式会社民間資金等活用事業推進機構は、当該応募者のコンソーシアム構成企業に該当しないものとし」との記載がありますが、本条項は本号第3第4項(1)④の例外規定であり、株式会社民間資金等活用事業推進機構は本議決権株式の割り当てが可能であり、その場合にも構成企業とはならないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
58	22	第3	4	(3)	②	応募企業又はコンソーシアム構成員に求められる実績要件	処理場、ポンプ場の受託実績をそれぞれ1件、記載するとの認識でよろしいでしょうか。複数件、記載しても評価点は、変わることはないとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No	見出し符号					項目名	内容	回答
	頁	章	節	項	目			
59	23	第3	5	(3)		優先交渉権者による運営準備行為	スケジュールとしては、令和7年8月の基本契約締結後から運営準備期間が始まり、現地調査の実施などが可能となるとの理解でよろしいですか。	ご理解のとおりです。
60	24	第3	5	(7)		事業者譲渡対象資産の譲受	ここに記載の「市が作成した予定価格」はいつ頃を開示予定でしょうか、目安の時期をご教示ください。また、当該資産の取得価額・帳簿価額等の金額情報を開示いただけますでしょうか。	現時点において、予定価格は、すべての物品について、1円とする予定です。
61	24	第3	5	(7)		事業者譲渡対象資産の譲受	「市が作成した予定価格」とありますが、資金調達にも影響するため予定価格は事前に開示いただきたくお願いします。	No. 60の回答を参照ください。
62	24	第3	5	(7)		事業者譲渡対象資産の譲受	「事業者譲渡対象資産」とは、「宇部市公共下水道西部処理区運営事業 開示資料一覧 4 その他（追加文）」の末尾に記載の「物品譲渡対象資産」と同一のものを指すと理解してよろしいでしょうか。また、約款A32頁の別紙1第2項記載の「運営権者譲渡対象資産」と同一のものを指すと理解してよろしいでしょうか。	前段、後段ともにご理解のとおりです。
63	24	第3	5	(7)		事業者譲渡対象資産の譲受	R6.10.31より開示頂いた「物品譲渡対象資産」の一覧リストには、事業者が運営上不要と判断する可能性のある物品も含まれており、当該不要な物品については、市及び事業者の協議の上、譲渡対象から除外することは可能と認識してよろしいでしょうか。	不要であれば、見積書を提出する必要はありません
64	26	第3		(5)		応募の無効	「⑨市の許可なく、選定委員に接触したとき」とありますが、これは「市の許可なく、本事業の選定に関し、選定委員に接触したとき」という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
65	28	別紙1				PFI法等における用語と本事業における用語の関係性	※2において、「これらの設備は、事業者の所有に属し、…」とありますが、当該施設を事業者ではなく応募企業（又はコンソーシアム構成員）が費用負担して取得した場合には、事業者ではなく当該費用負担を行った者の所有とすることは可能でしょうか。	不可能です。
66	28	別紙1	※2			PFI法等における用語と本事業における用語の関係性	「任意事業の実施に必要な設備の導入とは、例えば太陽光発電設備の導入等を行い」と記載がありますが、太陽光発電設備の導入を付帯事業とすることは可能でしょうか。	太陽光発電に関しては、施設と一体的な提案であり、かつ環境省等の補助申請を応募者が全て対応した場合、付帯事業として認めます。またライフサイクルの面で市にとってメリットがある提案であることを前提とします。
67	29	別紙2				料金収受	検針は2か月に1回で、西部処理区については5, 7, 8, 11, 1, 3月に検針されると理解します（事業年報より）。その場合、事業開始後、SPCへの最初の入金は7月末までに4月～5月中旬分が行われるという理解でよろしいでしょうか。	西部処理区の大部分は奇数月に検針が行われます。本事業はR8.4.1から開始するため、4月に検針が行われた使用者は、4/1からその検針日までの利用料金が発生することとなります。そのため、SPCへの最初の入金は、原則としては、6月が最初の入金となります。ただし、この6月の入金分については、4/1から4月の検針日までに発生した利用料金となるため、使用日数が2ヶ月のときの利用料金と比較すると、少額なものとなります。後日、本事業開始後の6ヶ月程度における利用料金の参考額を開示します。
68	30	別紙3				任意事業に関する公有財産貸付料	旧系水処理跡地を撤去せずに機械・設備等を設置する際、土地貸付基準額と建物貸付基準額とどちらが適用になりますでしょうか。ご教示をお願いします。	土地貸付基準額が対象となります。
69	30	別紙3	1	(1)		土地貸付基準額	「宇部市行政財産使用料徴収条例」別表 備考七に「宇部市環境保全条例 第一六条の二第一項に規定する再生可能エネルギー源を利用して発電する設備、施設等を設置する場合は、・・・（その額が一〇〇円を超える場合にあっては、一〇〇円）」との記載がありますが、今回も本文が適用されると考えてよろしいでしょうか。	適用されます。

No	見出し符号					項目名	内容	回答
	頁	章	節	項	目			
70	-					事業者の呼称について	募集要項等の各書類には貴市と契約する事業者の呼称として「事業者」と「運営権者」の二つが存在しております。これは最終的にはどちらかに統一するお考えでしょうか。	原案とおりにする方針です。